

議会運営委員会行政調査報告から

【横須賀市】

議会報告会等について

1. 議会報告会及び市民との懇談会について

(1) 実施目的・根拠等

① 実施目的	市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図る。
② 実施根拠	<p>「横須賀市議会基本条例第14条」及び「横須賀市議会報告会及び市民との懇談会実施要領」</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●横須賀市議会基本条例（抜粋） （市民参加） 第14条 議会は、市民との懇談会、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。 ●横須賀市議会報告会及び市民との懇談会実施要領（抜粋） （目的） 第1条 この要領は、横須賀市議会基本条例第14条の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）及び市民との懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （報告内容及び懇談内容） 第2条 報告会は、議案等の審議に関する事項その他重要と認められる事項について、市民に報告を行うものとする。 2 懇談会は、特定の条件に関する事項について市民と懇談を行うものとする。 （実施時期等） 第3条 報告会は、年1回以上実施するものとする。 2 報告会及び懇談会は、1回につき市内5カ所を基準として実施するものとする。 3 報告会は、原則として4月に実施するものとし、具体的な実施日程及び実施場所については、広報広聴会議で調整する。 4 懇談会は、特定の条件について、議会が市民の意見を十分に聴く必要がある場合に開催するものとする。
③ 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会を原則4月に実施していることから、3月定例議会最終日の本会議において議員派遣の手続きを行い、公務扱いとしている。 ・会場までの交通費については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、支給していない。

(2) 運営組織

① 名称	議会報告会等準備会 ※平成29年4月30日で活動を終了し、新たに設置された広報広聴会議が引き継いだ。現在のところ会議は未開催
② 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市議会報告会及び市民との懇談会実施要領に基づき設置 ・報告会実施の運営に関して協議・決定する機関であるとともに、様々な実務を行うワーキンググループ
③ 構成	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算常任委員会を除く4常任委員会（総務、生活環境、教育福祉、都市整備）の副委員長、各会派代表6人及び無会派議員から1人の計11人で組織 ・改選により会派数が変動した場合は、人数が増減
④ 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・報告会等の日程や会場の選定、各会場の班の構成と役割分担の決定 ・ポスター、チラシ、運営マニュアル及び説明資料の作成 ・各会場から提出された実施報告書を整理し、議長あてに報告 ・各会場で回答を保留した質問の回答調整（執行部への依頼等） ・重要な事項について、必要に応じて議会運営委員会に報告

(3) 議会報告会

① 実施スケジュール

5月	・臨時会中に新体制を組織（議会報告会等準備会） ・前回からの課題や反省点に対する検証 ・開催場所（会場）の決定
12月	・会場の予約 ・班の決定（定例会中の常任委員会でくじ引き）
3月	・ポスター及びチラシの作成
4月	・定例議会の審議結果から資料を作成 ・全議員オリエンテーションの実施 ・ポスターの掲示，チラシの配布 ・議会報告会（5会場を2日に分けて実施）
5月	・実施報告書作成とホームページへの掲載

② 事前準備に係る業務分担

議員が行っているもの	議会事務局が行っているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター及びチラシの作成 ・議会報告会で使用する説明資料の作成 ・全議員対象のオリエンテーションの実施 ・会場最寄駅でのチラシ配布（平成24・25年度のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の予約と有料施設への支出手続き ・広報紙やホームページ等による周知 ・ポスター掲出の依頼 ・手話通訳者の手配，点字資料作成手配 ・記録（写真撮影） ・各会場への物品（看板・のぼり旗・筆記用具・配布資料・アンケート用紙等）の搬入

③ 当日の運営方法等

ア 開催時間	・概ね1時間30分（議会報告，質疑応答，参加者との意見交換等）
イ 報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案等の審議に関する事項その他重要と認められる事項について，市民に報告を行う。 ・4月開催分では，主に3月定例議会で議案となった新年度の当初予算と主要事業について，その審議プロセスを報告する。
ウ 議員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の設営（看板・のぼり旗などの設置，会場の椅子・テーブルの配置，プロジェクターの設定等）を行うため，開始時間の約1時間前に集合し，全ての準備を議員が主体となって行う。 ・代表者が開会・閉会の挨拶と司会進行を行い，他の議員は，委員会ごとの報告，記録，パソコン操作を担当する。 ・記録者は，実施報告書作成のため，質問を含めた要点記録を行う。 ・来場者の受付や質問者へのマイクの手渡しなど ・近年は，代表者とは別に取りまとめ役を置いている。班の構成が12月にくじ引きで決まった後，最初に議会報告会等準備会の会員の中から班の取りまとめ役を決めており，この取りまとめ役が事前準備段階で班内の役割分担の調整や当日の設営の指揮を行っている。
エ 回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者からの質問についての回答者は事前に決めていない。 ・質問の内容を所管する委員会に所属する議員が回答することが多くなるが，質問ごとにメンバーがその場で調整して回答している。ただし，議員個人の意見としてではなく，市議会としての立場で，審議の状況等を踏まえ，回答している。

④ 実施報告・総括

- ・各班の記録者は、報告会終了後2週間以内に実施報告書を作成
- ・議会報告会等準備会は、代表者から提出された実施報告書を整理し、議長に報告
- ・各会場で回答を保留した質問の調整
- ・実施結果及び参加者のアンケートから検証を行い、課題や反省点などを次期メンバーへ引き継ぐ。

⑤ 実施状況

年度	時期	回数 (会場数)	テーマ	参加者数
22	1月	1	議会基本条例	78人
23	7月(2日間)	5	23年度予算	計 129人
24	4月(2日間)	5	24年度予算	計 73人
25	4月(2日間)	5	25年度予算	計 88人
26	4月(2日間)	5	26年度予算	計 70人
27	7月(2日間)	5	27年度予算	計 55人
28	4月(2日間)	5	28年度予算 特別委員会審査状況	計 65人
29	4月(2日間)	4	29年度予算 特別委員会審査状況	計 50人

※議員は、各会場の運営を10人ずつで担当(29年度)

⑥ 今後の課題と対策

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数の伸び悩み(特に若年層と女性の参加が少ない) ・参加者の固定化(毎回、同じ人が質問する傾向) ・議員のモチベーションの維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告対象者の見直しや報告会の手法の変更などを検討 ・広聴機能の強化を進めるに当たり、高校生を対象とした議会報告会でグループワーク方式による意見交換を試行(※)した。この経験を広報広聴会議に引き継ぎ、その後、政策検討会議で政策提言や政策提案条例を検討する際のモデルとする予定

※試行の内容

ア 実施年月日	平成29年3月29日(水) 14:00～15:40
イ テーマ	【第1部 議会からの報告】 市議会のしくみ、本市の人口減少問題ほか 【第2部 グループ討議】 ヨコスカをより魅力的な街にするには ～市民にとって、市外の人にとって～
ウ 参加者数	市立横須賀総合高校の生徒(生徒会役員ほか)・卒業生等 17人
エ 高校生を対象とした理由	人口減少という課題に対して、若い世代の意見を聴くことの重要性和、選挙年齢の引き下げを背景に主権者教育を外部(議会)から行う効果などから対象とした。
オ 参加者の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・議員と直接話ができ、有意義だった。 ・来年もまたやってほしい。 ・アンケートでは、参加者全員が参加してよかったとの回答 ※議員も試行に手応えを感じていた。
カ 懸念事項	今回は1つの学校の生徒を対象としたことで、活発なグループ討議となったが、今後、同じ手法を不特定の一般市民を対象に行った場合に意見が活発に出るか、また、グループ分けができるくらい参加者が集まるかなどが懸念される。

(4) 市民との懇談会

特定の条件について、議会が市民の意見を十分に聴く必要がある場合に開催する市民との懇談会については、これまで開催実績なし

2. その他の議会運営について

(1) 一問一答による質疑等について

① 会議における質疑等

議会の会議における質疑等は、一括質疑方式又は対面による一問一答方式を選択して行う。

【参考】

●議会運営委員会申し合わせ事項 7 (4)

一問一答方式で質疑（質問）を行う場合、1回目は登壇して一括質疑方式で行い、質疑（質問）終了後、一問一答席に移動する。2回目以降は、一問一答席において一問一答方式で行うものとする。この場合、質問者は市長等の答弁内容を筆記するための補助者を自身の会派から1名置くことができる。その場合、補助者は、質問者が1回目の一括質疑（質問）を終え、一問一答席に向かうのに合わせて、一問一答席に移動する。

② 会議における発言の持ち時間

種別	一人当たり発言の持ち時間（以内）		
	1回目	2回目	3回目
代表質問	20分 + (10分×所属議員数)	20分 一問一答の場合 40分（答弁時間含まず）	10分
個人質問	20分	10分 一問一答の場合 20分（答弁時間含まず）	5分
質疑	20分	10分 一問一答の場合 20分（答弁時間含まず）	5分
一般質問 緊急質問	20分	10分 一問一答の場合 20分（答弁時間含まず）	5分
討論	15分	-	-
上記以外の発言	20分	-	-

③ 一問一答方式の目的

案件に対する疑問点をひとつずつ取り上げ、納得いくまで質疑、答弁を繰り返すことで、市政上の論点及び争点を明確にする。

④ 一問一答方式の効果

- ・論点及び争点に分かりやすくなり、議案等の審議を十分深めることが可能となる。
- ・一括方式では、質問のたびに議席から演壇に上がる必要があり、移動に時間を要するが、一問一答方式の導入に合わせて、市長席と対面できる質問席を設け、質問席で継続して質問を行うこととしたことから、移動時間の短縮が図られ、また、執行機関とより近くで対面することで迫力と緊張感を生む結果となった。
- ・代表質問では、会派間で質問内容が重複してしまうことがあるが、一問一答方式では、後半に登壇する会派は、深く質問する部分を工夫することで重複を避けることができる。

(2) 予算決算常任委員会について

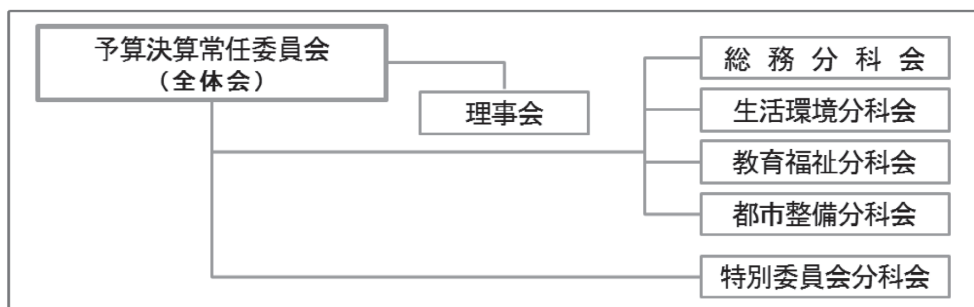
① 設置目的

各委員会で表決結果が異なる可能性がある分割付託による予算審査を解消し、また、予算審査と決算審査を同一の議員が行うことで一体的な審査を行う。

② 付託議案等

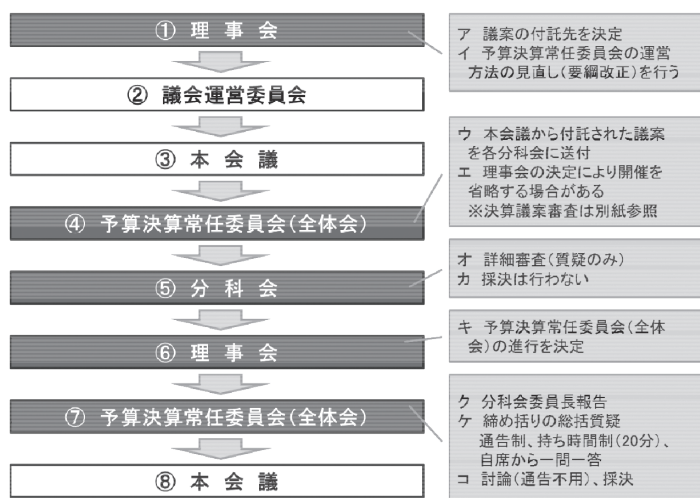
ア 議案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの (例：指定管理者指定議案) ・ 基金の設置など予算の根幹に関わるもの (例：基金条例設置議案) ・ 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの (例：手数料条例改正議案) ・ 予算、決算の議案と一体で審査することが合理的で、理事会で承認したもの (例：条例改正議案など)
イ 法定報告	継続費等の繰越計算書及びこれまで決算特別委員会で審査していた継続費精算報告書等の法定報告の審査を行う
ウ 一般報告	議案と同時に審査すべき一般報告を除き、予算決算常任委員会では扱わない
エ 請願・陳情	原則として、予算決算常任委員会では請願陳情の審査を行わない

③ 構成



	予算決算常任委員会 (全体会)	理事会	分科会
委員 (理事)	委員は、議長を除く全議員 (40名)	理事は、各常任委員会の正副委員長 (5委員会×2名=10名)	委員は、部門別常任委員会と同じ
開催場所	本会議場	会議室 (議運と同じ)	委員会室
正副委員長 (会長)	委員長 = 副議長 副委員長 = 議会運営委員長	会長 = 予算決算常任委員長 (副議長), 副会長 = 同副委員長 (議運委員長)	正副委員長は、部門別常任委員会の正副委員長が兼務
出席理事者	本会議と同じ (市長・副市長・各部長等)	なし	部門別常任委員会と同じ (各部長及び課長)

④ 審査の流れ



⑤ 設置による効果

- ・分割付託の解消による議案審査の円滑化
- ・同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化
- ・議案採決を行う本会議の開催時間減

(3) インターネット中継について

① 開始時期

会議	開始時期	備考
本会議	平成 15 年 9 月	平成 27 年 8 月から、スマートフォン・タブレット端末にも対応
委員会	平成 20 年 12 月	

② 経費

種別	金額	項目	
初期構築経費	1,417 万円 (平成 20 年度)	・ エンコードパソコン, カメラ, テロップ制御装置等購入費	9,597千円
		・ システム構築等委託料 (システム利用料, 研修費等含む)	4,271千円
		・ ケーブル配線経費 (委員会室から音調室まで)	294千円
		・ インターネット接続経費 (初期設定費用)	8千円
運用経費	181 万円/年	・ 中継システム利用料	698千円
		・ 中継システム保守管理委託料 (PC以外)	126千円
		・ インターネット接続経費 (本会議中継との差額分)	113千円
		・ 委員会翌日配信に要する経費	472千円
		・ 録画中継時リンク作成委託料	402千円

(4) 政務活動費について

- ① 交付状況…月額 139,000 円/月 (半期ごとに交付)
- ② 交付対象…議員または会派
※ 議員個人を選択できることで会派所属の議員の場合でも個人の主体性が発揮できる。
- ③ 用途の透明性の向上を図る取り組み…市議会ホームページ上で領収書を含めて公開

【新潟市】

議会報告会等について

1. 議会報告会について

(1) 開催目的・根拠等

① 開催目的	議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進する。
② 開催根拠	<p>「新潟市議会基本条例第8条第5項」及び「新潟市議会報告会実施要領」</p> <p>【参考】</p> <p>●新潟市議会基本条例（抜粋） （市民参画の推進） 第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。 2～4 略す 5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。</p> <p>●新潟市議会報告会実施要領（抜粋） （目的） 第1条 この要領は、新潟市議会基本条例第8条第5項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （開催回数） 第2条 報告会は原則同一年内に2回開催するものとする。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。 （開催内容） 第3条 報告会の開催時間は概ね1時間半程度とし、議会における審議又は概要の報告（以下「議会報告」という。）及び市民との意見交換（以下「意見交換」という。）を行うものとする。 2 議会報告において報告する事項は、次のとおりとする。 (1) 定例会又は臨時会の概要 (2) 議会の活動に関する事項 (3) その他必要と認める事項 3 意見交換は、市政又は議会に対する市民の幅広い意見等を聴くものとする。ただし、市政又は議会に関して特に重要な課題がある場合は、個別にテーマを設定して意見等を聴くことができる。 （開催日時及び会場） 第4条 報告会は市内8区のそれぞれで開催し、開催日時及び会場はその都度広報委員会で協議する。</p>
③ 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は、議会で決定した事項であるので、公務であると考えているが、議員派遣の手続きは行っていない。 ・会場までの交通費については、24年1月に費用弁償を廃止したことから支給されない。



← 第8回議会報告会の様子

参照: いがた市議会だより第76号(平成29年1月22日発行)

(2) 初開催（24年度）までの検討組織・経過

組織名	人数（構成）	役割	検討経過
新潟市議会改革推進会議 ※ H23.7.1に新潟市議会基本条例に基づく推進組織として設置	・11人 （議会運営委員長，10人以上の会派から2人，10人未満の会派から1人） ・委員長は議会運営委員長（充て職）	・運営方針等の決定 ・日程，会場の決定 ・チラシ，ポスター，アンケートの作成 ・第1回実施を踏まえた検証等	・所沢市議会，四日市市議会を視察（H23.11.8～9） ・第9回～第22回推進会議（計14回・H23.11.11～H24.5.9）
座長会議	・14人 （全8会場の代表者（座長8人），各常任委員長（4人），議会改革推進会議の正副委員長（2人））	・総括報告の内容決定 ・報告資料の作成 ・各班の連絡調整，意思統一 ・報告会終了後の市民意見の対応方法の決定	・第1回～第4回座長会議（計4回・H24.2.17～H24.5.2）
班会議	・8人 （各会場の担当議員）	・各会場での役割分担の決定 ・必要物品の選定，会場準備（下見含む） ・各種連絡調整	－
各常任委員会	－	・各常任委員会の報告内容の決定及び報告資料の作成	－

(3) 開催の基本的な考え方・班編成・周知方法

	スクール形式 (第1回～5回)	ワークショップ形式 (第6回～第10回)
① 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 市内全8区で開催 全議員が全8区のうち，いずれかを担当 開催までの準備や当日の会場設営・運営は基本的には議員が行う。（議員が行うことのできないものは事務局で行う。） →例：手話・要約筆記の手配，事務用品等の手配，資料等の印刷，市広報・議会だよりでの周知，ホームページへの掲載など 当日は，議会全体の総括報告（各常任委員会の報告等）を行う。 公共施設等へのポスターやチラシの配付は原則として各区の選出議員が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の正副委員長も1会場を担当
② 班編成	<ul style="list-style-type: none"> 各会場の担当議員 各会場での役割分担の決定 必要物品の選定，会場準備（下見含む） 各種連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 各常任委員会の報告内容の決定及び報告資料の作成
③ 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 市議会ホームページ，市議会だより，市報にいがたに開催案内を掲載 チラシ，ポスターを市内公共施設等に配布 新聞社等への取材依頼 市広報のテレビ，ラジオでの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 街頭チラシ配布（商業施設他）（第2回～第5回） ※第4回から，チラシの他にポケットティッシュも配布 各議員の地元でのチラシ・ポスターの配布（第1回～第5回） 議長記者発表（第1～2回）

(4) 議会報告会の内容・市民意見等の取扱い・今後の課題

	スクール形式 (第1回～5回)	ワークショップ形式 (第6回～第10回)
① 議会報告会の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶, 議員紹介 5分 ・第1部: 議会報告・質疑応答 40分 (定例会で審議した内容の概要報告) ・第2部: 市民との意見交換 45分 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶, 議員紹介 5分 ・第1部: 議会報告 15分 (総合計画調査特別委員会の審議内容等の概要報告) ・第2部: 市民との意見交換 70分 (グループワーク50分・発表20分) ●第6回～第8回(大学生(大学の無い区は区自治協議会委員等)を対象に開催) テーマ「新潟市のまちづくり～人口減少社会を迎える中で～」 (1) 少子化対策 (2) 人口流出 (3) 今後の医療と介護のあり方 (4) 中心市街地の活性化 (5) 地域産業の振興 (6) 雇用 (7) 公共交通のあり方 ●第9回・第10回(コミュニティ協議会(中学校単位)を対象に開催) テーマ「新潟市のまちづくり～人口減少社会を迎える中で～」 (1) 少子化対策 (2) 人口流出 (3) 今後の医療と介護のあり方 (4) 中心市街地の活性化 (5) 地域産業の振興 (6) 農業政策 (7) 雇用 (8) 公共交通のあり方
② 市民意見等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・各班で回答を作成し, 広報委員会に集約 ・報告会で出された発言の要旨をホームページに掲載 ・当日回答を保留したものはホームページで回答 ・市政に関する意見, 要望等を絞り込み, 正副議長から市長へ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班でワークショップの発表の概要をまとめ, 区別・課題別にホームページに掲載
③ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見等を, 議会としてどのように活かしていくのか。(議会審議への活用, 政策立案等) ・区選出議員は自身の選出区には出席しないこととしているが, 市民からは出席してほしいとの意見が多い。 ・当日の答弁の難しさ(執行部に対する意見等が多い。議員個人としての意見が言えない。) ・参加者の認識のあり方(執行部に対する意見等や細かな地元要望が出される) ・より多くの方が参加できる開催形態(開催会場の数や時間帯, 報告会の内容)やPR方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回から実施方法を変更し, 試行的に参加者の対象を絞り, ワークショップ方式で意見交換を行ったが, 傍聴者から, 傍聴だけではなく意見交換に参加させるべきとの意見もあった。

(5) 実施状況

年度	方式	回	開催日	来場者区分	区ごとの参加者数(人)								計
					北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	
24	スクール	1	5.11(金) 5.13(日)	—	21	38	66	35	45	25	67	23	320
		2	11.30(金) 12.2(日)	—	15	21	24	19	25	14	14	14	146
25		3	5.11(土) 5.12(日)	—	18	24	26	12	24	17	43	14	178
		4	11.9(土) 11.10(日)	—	7	14	42	12	11	13	21	15	135
26		5	5.10(土) 5.11(日)	—	17	12	25	12	20	10	34	19	149
	6	6	11.23(日)	参加者	45	65	26	22	16	27	22	18	241
11.30(日)			傍聴者	10	9	7	5	4	6	1	4	46	
27	ワークショップ	7	11.21(土)	参加者	38	108	20	22	17	20	4	33	262
			11.28(土)	傍聴者	4	0	5	0	1	4	4	3	21
28		8	11.1(火)	参加者	40	141	8	26	7	19	25	20	286
			11.25(金)	傍聴者	3	6	4	3	2	0	0	0	18
28		9	1.28(土)	参加者	16	54	16	18	24	27	31	24	210
	2.5(日)		傍聴者	5	4	6	6	3	7	6	2	39	
29	10	5.24(水)	参加者	24	22	26	19	24	36	26	22	199	
		6.3(日)	傍聴者	2	1	0	0	3	5	5	1	17	

※参加者は、第6回～第8回は大学生(大学のない区は区自治協議会委員等)、第9回・第10回はコミュニティ協議会
 ※傍聴者は、参加者以外の来場者であり意見交換には参加していない。
 ※議員は、各会場の運営を6人または7人ずつで担当(29年度)

(6) その他

- ・議会改革推進会議で第1回の実施結果を踏まえた検証を行い、第2回目以降の開催に向けて実施要項等を作成
- ・第1回の開催方法等については議会改革推進会議で検討を行ったが、議会広報という観点から、第2回以降の具体的な運営の検討は広報委員会(各会派1人)で担当(※H24.5.18広報委員会の所管事項に議会報告会を追加)

2. その他の議会運営について

(1) 定員超で委員会を傍聴できない方への音声対応について

- ・26年12月に市民から議長あてに、「委員会の傍聴希望者が定員12人を超えた場合、抽選ではなく、より多くの市民が傍聴できるよう傍聴席を増やすなど、柔軟な対応ができるよう検討してもらいたい。」という趣旨の要望書が提出され、前任期から推進会議で検討を行ってきた結果、傍聴の定員は増やさずに、定員を超えた場合は第5委員会室で委員会審査の様子を音声により聞いてもらうことを確認したもの
- ・既存のワイヤレススピーカーで対応
- ・これまで6回対応

(2) 議員間討議について

① 実施根拠	<p>新潟市議会基本条例第16条</p> <p>【参考】</p> <p>●新潟市議会基本条例（抜粋） （議員間討議）</p> <p>第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。</p>						
② 実施対象の拡大	<p>・議会改革推進会議において、議員間討議の活性化が検討項目として挙がっていた中、27年9月に議長から議会改革推進会議に対して、「議員間討議」の協議の促進について申し入れがあり、これまで、請願・陳情の審査で実施できるとしていたものを、常任委員会の議案審査や特別委員会などにも拡大することとし、28年6月定例会から導入することを確認した。</p>						
③ 実施場面	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 813 687 1137">ア 常任委員会</td> <td data-bbox="687 813 1396 1137"> <ul style="list-style-type: none"> i 議案審査 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、執行部からの説明、質疑後に委員会で協議し、合意の取れた議題に対し実施する。 ・委員長報告の項目、内容を決定するため実施する。 ii 請願・陳情 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、早期に結論を導き出すよう実施する。（継続審査になったものだけでなく、初回審査から行う。） iii 所管事務調査 <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査として年間のテーマを決め実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1137 687 1211">イ 議会運営委員会</td> <td data-bbox="687 1137 1396 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・議題ごと持ち帰りになった案件について、会派としての意見を述べた後に実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1211 687 1236">ウ 特別委員会</td> <td data-bbox="687 1211 1396 1236"> <ul style="list-style-type: none"> ・付議事項に沿った項目ごとに実施する。 </td> </tr> </table>	ア 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> i 議案審査 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、執行部からの説明、質疑後に委員会で協議し、合意の取れた議題に対し実施する。 ・委員長報告の項目、内容を決定するため実施する。 ii 請願・陳情 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、早期に結論を導き出すよう実施する。（継続審査になったものだけでなく、初回審査から行う。） iii 所管事務調査 <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査として年間のテーマを決め実施する。 	イ 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議題ごと持ち帰りになった案件について、会派としての意見を述べた後に実施する。 	ウ 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・付議事項に沿った項目ごとに実施する。
ア 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> i 議案審査 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、執行部からの説明、質疑後に委員会で協議し、合意の取れた議題に対し実施する。 ・委員長報告の項目、内容を決定するため実施する。 ii 請願・陳情 <ul style="list-style-type: none"> ・審査において、早期に結論を導き出すよう実施する。（継続審査になったものだけでなく、初回審査から行う。） iii 所管事務調査 <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査として年間のテーマを決め実施する。 						
イ 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議題ごと持ち帰りになった案件について、会派としての意見を述べた後に実施する。 						
ウ 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・付議事項に沿った項目ごとに実施する。 						

(3) 政務活動費について

① 交付状況

交付対象	交付方法	交付額	28年度の選択状況・割合	
会派	会派	○会派交付分 月額15万円× 会派所属議員数×12カ月	<ul style="list-style-type: none"> ・共産党議員団（6人） ・市民ネットにいがた（3人） 	19%
	会派及び議員	<ul style="list-style-type: none"> ○会派交付分 月額3万円× 会派所属議員数×12カ月 ○議員交付分 月額12万円×12カ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守市民クラブ（12人） ・新市民クラブ（11人） ・民主にいがた（6人） ・新潟市政クラブ（5人） ・新潟市公明党（4人） 	81%
会派に属さない議員		○議員交付分 月額12万円×12カ月	（4人）	

※ 会派は、2名以上の所属議員で構成

② 交付方法を選択制としている理由（経過）及びメリット・デメリット

<p>ア 理由（経過）</p>	<p>平成19年5月分から政務調査費収支報告書に領収書等の支払証拠書類の添付を義務付け、併せて、使途マニュアルの「政務調査費使途基準の運用指針」を策定した。</p> <p>マニュアルの策定に当たっては、議長の私的諮問機関として「政務調査費使途基準検討会（議会運営委員長を座長とし、各会派1人ずつ計7人で構成）」を設置し協議を行ったが、その協議の中で、19年2月9日の札幌高裁での「政務調査費の交付先が市議会の会派と定められている場合、会派内での意思統一や了承のない支出は違法」との判決を受け、それまで交付方法は「会派交付」のみだったが、実際に政務調査活動を行うのは議員個人のため、議員個人にも交付できるように「会派及び議員交付」（新潟県や福岡市等で導入済）にしてはどうかとの意見があり、「政務調査費使途基準の運用指針（案）」とともに、交付方法についても議論があったことを付して議長へ答申を行った。</p> <p>議会運営委員会で協議が行われたが、現行どおり「会派交付」のままという会派と、「会派及び議員交付」にすべきという会派があり、交付方法の一本化の調整が難しかったため、選択制とすることで条例改正を行い現在に至っている。</p>
<p>イ メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の意向に沿った交付方法が選択できる。 ・「会派及び議員交付」を選択した場合、議員個人が行う政務活動の会派の了承の必要がなくなり、議員個人の責任において、より迅速かつ自由に政務活動を行うことができる。
<p>ウ デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所属議員数が少ない会派が「会派及び議員」を選択した場合、会派交付分が少ないため、会派としての活動に制約が生じる場合がある。

③ 使途の透明性の向上を図る取り組み

- ・収支報告書の常時閲覧
- ・収支報告書に領収書の他に次の証拠書類を添付し公開
視察（出張）報告書、実施報告書、事務所台帳、その他支出額の根拠が分かる書類等
- ・「政務活動費の運用指針」をホームページに掲載
- ・ホームページに、会派・議員ごとの収入と支出（支出項目ごとの支出額）を掲載
- ・市議会だよりに、会派（会派交付分と議員交付分の合計）ごとの収入と支出（支出項目ごとの支出額）を掲載